

## 第 21 号

徳島県立男女共同参画交流センター（ホール，研修室等を利用に供する業務等）の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により，次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 27 年 12 月 1 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- |   |           |                                  |
|---|-----------|----------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立男女共同参画交流センター                 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市山城町東浜傍示1番地1<br>一般財団法人 徳島県観光協会 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで          |

## 提案理由

指定管理者の指定について，地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。